

令和元年6月5日現在

機関番号：12613

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06683

研究課題名(和文) 近世日本における宗派間対立と幕藩権力・仏教教団 宗名論争を事例に

研究課題名(英文) The sectarian conflict in the early modern Japan: In the case of Shumyo Ronso

研究代表者

芹口 真結子 (Seriguchi, Mayuko)

一橋大学・大学院社会学研究科・特任講師(ジュニアフェロー)

研究者番号：70801158

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、教学以外の件で諸宗派が対立した場合の幕藩領主による対応のあり方と、宗派間対立の社会的な影響を、浄土宗と真宗諸派が宗派名をめぐる対立した「宗名論争」を題材に検討することで、宗教と政治権力双方が有する近世的特質を明らかにした。

具体的には、各地に残る仏教教団関係史料や幕府・藩政史料を調査・収集し、宗名論争における東西本願寺や増上寺、幕藩領主の対応、地方寺院の諸動向などの解明に資する史料を入手し、宗名論争の総合的な分析を行うことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

宗名論争では、仏教教団側による幕藩領主への様々な働きかけが行われた。本研究では、仏教教団と幕藩領主双方の史料の調査・分析を通じ、仏教教団と幕藩領主の交渉が、触頭寺院と幕藩役人との個人的な関係に基づいて行われ、論争の展開に影響を与えていたことを解明することができた。これは、幕藩領主と諸集団との間で交わされた様々なルートによる交渉を検討する上でも参考となる。

また、宗名論争では寺請状や宗門改帳の宗名記載方法をめぐっても対立が生じた結果、宗門改帳の提出方法自体が変更されるなど、幕藩領主の宗教行政や、民衆の生活、浄土宗・真宗以外の他宗派にも大きな影響を与えていたことを明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：In this study, I researched the Shumyo Ronso that Jodo sect and the Shinshu sects conflicted over denomination names. Through this study, I clarified the early modern period characteristics of both religion and political power.

Specifically, I investigated the historical materials of the Buddhist cult and the shogunate, and obtained the historical materials which contributed to the elucidation of the trends of the local temples, the correspondence of the east-west Honganji, Zojo-ji, and the lord of the shogunate. Through the above, I was able to conduct a comprehensive analysis of the Shumyo Ronso.

研究分野：近世宗教史

キーワード：近世史 宗教史 仏教教団 幕藩領主 宗派間対立

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

1980年代後半から飛躍的な進展をみせる近世宗教史研究では、宗教者を一方的に統制するものとして描かれてきた幕藩領主の宗教政策の見直しが進められた。そこでは、宗教者集団が有する自律性に注目することで、宗教者集団と幕藩領主の相互規定的なあり方が打ち出された。以後、思想面の分析を組み入れた研究も展開され、教学の解釈をめぐって宗派内部や諸宗・諸教間で繰り広げられた論争を事例に、対立の実態と、幕藩領主による対応の特質が論じられてきている。

しかし、従来の議論は、教学をめぐる論争を中心に分析を進めてきたために、幕藩領主の宗教行政における宗派間対立の影響が見えづらくなっている。加えて、教学以外で仏教教団同士が争った場合における幕藩領主の対応が、教学に関する論争の場合と異なるのかどうかも分析の余地が残る。宗派間の対立は教学をめぐるものだけではないことも考えれば、教学に関する論争以外の宗派間対立の分析を進めなければならない段階に差し掛かっているといえる。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、近世日本における宗派間対立の事例を取り上げて幕藩領主と仏教教団それぞれの動向を分析し、前近代の政治権力と宗教の関係性の特質を解明することである。具体的には、安永3年(1774)から寛政元年(1789)にかけ、「浄土真宗」の宗名をめぐって、浄土宗と真宗諸派が対立を繰り広げた事件(「宗名(しゅうみょう)論争」)を取り上げる。

宗名論争をめぐっては、浄土教系教団間の対立が、宗門改などの幕府の寺社行政に影響を与えた重大な事件であるにも関わらず、研究者の関心は概して低く、単なる宗派間の小競り合いだと見なされるか、あるいは、自派の称揚を目的とした護教論的な分析がなされるに留まった。近年では、近世仏教の歴史的な特質を解明する視座から宗名論争に注目した研究も登場したが、論争の展開過程の紹介が中心であり、本格的な研究は未だに進んでいない。

そこで、浄土宗・真宗双方の教団史料や幕政・藩政史料、地域社会に伝来する宗名論争関係史料の調査・収集を行い、それらの史料を、仏教教団の動向と政治権力の対応や宗名論争の社会的影響という観点から分析することで、近世期における政治権力と宗教との関係を多角的に解明することを目指す。

### 3. 研究の方法

西本願寺・東本願寺(京都)、増上寺・築地御坊(東京)といった本山や触頭寺院の史料と、幕府・藩の宗教行政に関する史料、村方史料を中心に調査・分析を行った。各種の刊行史料(『御触書集成』・『京都町触集成』・『祠部職掌類聚』・『加賀藩史料』・『真宗全書』・『真宗史料集成』・『浄土宗全書』・『増上寺日鑑』・『安城市文書史料集成』など)のほか、大谷大学図書館・本願寺史料研究所・龍谷大学図書館(以上京都府京都市)、タイムドーム明石(東京都中央区)、増上寺(東京都港区)、山口県文書館(山口県山口市)、大阪府立中之島図書館(大阪府大阪市)などに所蔵・寄託されている未刊史料を写真撮影や複写によって収集し、「2. 研究の目的」で掲げた3つの視角から内容の検討を行った。研究費については、未刊史料の撮影に用いるデジタルカメラ、写真などのデータを整理するPC、参考図書を購入費や、史料調査・学会への出張費に活用した。

以上の作業を通じて、これまでの研究で明らかになっていない事実関係や論点を発見し、分析を深めた。

### 4. 研究成果

成果の概要については、以下の通りである。なお、下記の記述は主に学会報告などのかたちで公にした内容が元になっている。

#### (1) 仏教教団の動向と政治権力の対応

増上寺と東西本願寺の本山・江戸触頭、幕府側の史料の分析を通じて、仏教教団の対幕藩交渉を担っていた触頭寺院と幕府役人とが取り結ぶ関係に注目しながら検討した。

仏教教団と幕藩領主の交渉は、本山と幕藩領主が設定した触頭寺院が担い、対幕府との交渉をめぐっては江戸触頭がそれを担当した。宗名論争では、西本願寺江戸触頭である築地御坊、東本願寺の江戸触頭である浅草御坊、浄土宗鎮西派録所(触頭)である増上寺が幕府役人と折衝している。

その折衝のやりとりを分析した結果、真宗側が浄土真宗号の公称を幕府に出願する際や、浄土宗側の反発を受け、幕府の働きかけのもと出願の取り下げを行った際、東西江戸触頭が各々で御頼関係を取り結んでいた特定の幕府寺社奉行の内証ルートが機能していたことが判明した。御頼とは、諸藩と個別につながりを有し、諸藩の内願交渉を行う幕府役人を指す語であるが、仏教教団と幕府との間にもそうした存在がいることは、近世における宗教と政治との関係を考える上でも注目される。

しかし、全体的な流れとしては、宗名論争は概ね浄土宗側に有利なかたちで推移していった。その理由として、増上寺役者と老中(特に松平武元・田沼意次)との個人的つながりや奥女中との結びつきの存在があげられる。増上寺は、幕府側が浄土宗にとって不本意な対処を取った場合には、老中に掛け合って自宗に有利な幕府の対応を引き出すことに一定程度成功していた。

ただし、真宗側も老中田沼意次の家臣と懇意になることにより、一時期は真宗側に有利な幕府の対応を得ることもできていた。宗名論争における幕府の対応は、先行研究では増上寺が將軍家菩提寺であることが影響し、終始浄土宗に有利なかたちで展開されたと指摘されてきたが、幕府の対応を検討する際には、將軍家菩提所か否かだけで判断するのではなく、かかる仏教教団と幕府役人との交渉ルートの構築過程を見ていく必要があるだろう。

また、幕府の対応について見ていくと、幕府側は裁定引き延ばしによる論争の沈静化を目指そうとしていた。そのため、浄土宗側が真宗側を「一向宗」と呼称させるように幕府へ働きかけていても、幕府側は対立激化につながる要求であると見なし、退けている。このように、内証による要求は、様々な交渉ルートを有していたとしても、幕府の思惑から大きく外れるものは受け入れられなかったのである。

以上から、仏教教団が有する幕藩領主に対する交渉ルートがどのように構築され、またいかなるかたちで効力が発揮されたのか(しなかったのか)、他教団の事例などと比較検討しながらより考察を深めていく必要があるといえよう。

## (2) 宗名論争の社会的影響

宗名論争は、宗名の表記に関わる争論で、浄土宗側が幕府に対して真宗側による浄土真宗号の使用差し止めを働きかけたため、宗門改帳や寺請状などの作成などに多大な影響を与えることになった。

宗門改をめぐっては、安永5年(1776)2月に増上寺が幕府寺社奉行に対し、真宗側への宗門帳における浄土真宗号の使用差し止めを出願している。幕府は日光社参が控えていることを理由に、まずは従来通りとするようにと返答し、結論を先延ばしにした。最終的に、安永6年正月、幕府は宗門帳を諸宗毎に仕立てて提出するように触を出した(ただし、触は前年12月付で出されている)。

寺請状に関しては、安永6年(1777)~7年にかけて、京都にて問題が生じている。安永6年5月、東西本願寺は京都町奉行所に対し、門徒の宅替時に町へ提出する寺請状の宗名記載で混乱が生じているため、差障りが起こらないよう、在来通りに対応するように町へ申し渡してほしいと願い出ている。同奉行所は6月に東西本願寺の要望通りの町触を流したものの、知恩院はこれを問題視し、増上寺に町触の内容を伝えた。増上寺が幕閣に働きかけた結果、京都町奉行所は一転して7月に宗名吟味中は浄土真宗号の使用を控えるようにとの町触を流した。これにより東西本願寺は猛反発し、安永7年7月に京都町奉行所は、宗名吟味中は以前提出した寺請状に奥書継手印を施して使用するよう触を流すことになった(ただし、新規の寺請状に浄土真宗号を用いることは禁止)。

宗門帳の提出方法変更については、浄土宗・真宗間だけでなく、他宗派にも影響を及ぼすものであった。また、大坂近郊では、この件に関して村役人が情報収集をしており、地域社会においても関心が高かったことが窺える。寺請状をめぐっては、寺請状に新規に浄土真宗号を使用した東派の檀那寺と門徒および寺請状を受理した家主・町年寄が京都町奉行所から処罰を受けている。以上から、宗名論争の他宗派・民衆の日常生活に与えた影響は大きかったことがわかる。

## (3) 研究成果の特色と今後の展望

本研究では、浄土宗(とりわけ増上寺)と東西本願寺の本山・江戸触頭や各地の触頭寺院、および幕府寺社奉行、地域社会に伝来する諸史料の調査・収集・分析を通じて、宗派間対立における様々な交渉の実態や、社会に与えた影響について考察してきた。仏教教団と幕藩領主、各宗派内における連携のあり方の具体的な解明は、宗名論争以外における近世期の宗教対立の事例にも敷衍することが可能な成果である。

今後の展望は以下の通りである。宗名論争は、地域における浄土宗・真宗間の対立ももたらし、その地の領主にも影響を与えていた。また、西本願寺の側は安永2~3年にかけて、紀州藩領や高槻藩領などで浄土真宗の公称化の働きかけを展開した(増上寺は宗名論争発生時、感知していない様子である)。こうした各地の動向や地域社会への影響と、地域側の動向が宗名論争に与えた影響の双方を、さらなる史料発掘を通じて今後深めていく必要がある。

また、宗名論争では、東西本願寺を筆頭に、真宗諸派が協調して運動を展開していた。東西本願寺間では、宗名論争中は改派抑制の方針も取られている。他方浄土宗は、増上寺と京都四箇山、光明寺、禅林寺、誓願寺が連携して対応していた。こうした諸宗派、諸本寺の連携の有り様についても具体的な事例を通じて解明していくことで、宗派間対立の特質のさらなる解明を行っていきたい。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計3件)

芹口 真結子、(新刊紹介)成菩提院史料研究会編『天台談議所 成菩薩院の歴史』、佛敎史学硏究、査読無、第60号2、2018、pp.114-118

芹口 真結子、近世真宗僧侶の教化課題 「示談録」を手がかりに、日本史攷究、査読有、

第 41 号、2017、pp.63-85

芹口 真結子、高槻 泰郎、宮本 又郎、酒井 一輔、小林 延人、結城 武延、倉林 重幸、廣岡家文書と大同生命文書 大坂豪商・加島屋（廣岡家）の概容、三井文庫論叢、査読無、51号、2017、pp.303-394

〔学会発表〕(計5件)

Mayuko SERIGUCHI、Questioning Doctrines: The Populace and Flows of Religious Knowledge、Association for Asian Studies 2019 Annual Conference、2019

芹口 真結子、近世期浄土宗・真宗間における宗名論争の再検討 安永期を中心に、佛敎史学会6月例会、2018

芹口 真結子、仏敎教導職の敎化活動 近世期との比較を通じて、國學院大學研究開發推進機構日本文化研究所シンポジウム 明治期における国学と敎派神道・宗教、2018

芹口 真結子、近世における東本願寺僧侶の敎化活動 加賀藩領を事例に、日本宗敎学会第76回学術大会、2017

芹口 真結子、本山寺内町と真宗敎団 東本願寺を事例に、「近世の宗教と社会」研究会東本願寺例会、2017

〔図書〕(計2件)

吉田 伸之、前澤 健、坂本 広徳、小野 歩実、千葉 拓真、竹ノ内 雅人、角和 裕子、芹口 真結子、田中 光、坂口 正彦、小島 庸平、中西 啓太、本島 和人、赤川 学、藤田 壮介、真宗寺院と清内路門徒、山里清内路の社会構造 近世から現代へ、山川出版社、2018、416 ページ (pp.196-224)

芹口 真結子、近世仏敎の敎説と敎化、法藏館、2019、pp.1-296

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。